

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童相談所に勤務する職員に対する特殊勤務手当について、精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていることを踏まえ、処遇改善を図るため、滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 49 年滋賀県条例第 7 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 社会福祉業務手当について、支給対象となる職員に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所に勤務する保健師で児童、その保護者等に対する指導、相談等の業務に従事したものを加えることとします。（第 8 条関係）
- (2) 児童相談所に勤務する児童福祉司および判定員が支給対象となる業務に従事した場合の手当の額を従事した日 1 日につき 950 円（相談員の業務にあっては 480 円）に引き上げることとします。（第 8 条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとします。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第8条 社会福祉業務手当は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に規定する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関で、人事委員会規則で定めるものに勤務する次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 現業を行う所員および指導監督を行う所員で生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護の決定および実施に関する業務のうち要保護者を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事したものの</p> <p>(2) 児童福祉司で児童、その保護者等に対する指導、相談、調査等の業務に従事したものの</p> <p>(3) 判定員で心理学的判定等の業務に従事したものの</p> <p>(4) 相談員で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相</u></p>	<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第8条 社会福祉業務手当は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に規定する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関で、人事委員会規則で定めるものに勤務する次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 現業を行う所員および指導監督を行う所員で生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護の決定および実施に関する業務のうち要保護者を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事したものの</p> <p>(2) 児童福祉司で児童、その保護者等に対する指導、相談、調査等の業務に従事したものの</p> <p>(3) 判定員で心理学的判定等の業務に従事したものの</p> <p>(4) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下この条において「児童相談所」という。）に勤務する保健師で児童、その保護者等に対する指導、相談等の業務に従事したものの</u></p> <p>(5) 相談員で次に掲げるもの</p> <p>ア 児童相談所に勤務する相談員で児童、その保護者等に対する相</p>

談所に勤務する相談員で児童、その保護者等に対する相談、調査等の業務に従事したもの

イ 児童、その保護者その他人事委員会規則で定める者を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事した相談員（アに掲げる相談員を除く。）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号から第3号までおよび第4号イに掲げる職員 従事した日1日につき610円

(2) 前項第4号アに掲げる職員 従事した日1日につき300円

以下省略

談、調査等の業務に従事したもの

イ 児童、その保護者その他人事委員会規則で定める者を訪問して行う指導、相談、調査等の業務に従事した相談員（アに掲げる相談員を除く。）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号および第5号イに掲げる職員 従事した日1日につき610円

(2) 前項第2号および第4号に掲げる職員 従事した日1日につき950円

(3) 前項第3号に掲げる職員 従事した日1日につき610円（児童相談所に勤務する職員にあつては、950円）

(4) 前項第5号アに掲げる職員 従事した日1日につき480円

以下省略